

いざという時 きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



AEDのバッテリーや電極パッドには、有効期限があります。設置してから年月が経過している場合は、有効期限が切れていないか確認しましょう。
日頃の点検が、いざという時に大事な命を救います。

日常点検ではこの2点を確認しましょう

☑ インジケータの確認

日常点検する際には、インジケーター※の表示を確認し、記録しておきましょう。
※ AEDが使用できる状態にあるかどうか確認するためのランプや画面のこと。

☑ 消耗品の交換

電極パッドやバッテリーの交換時期が分かるよう表示ラベル※を付けましょう。
表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。
※ 製造・販売会社から提供されます。詳細は製造・販売会社にお問い合わせください。



※五十音順

製造・販売会社	製品名	連絡先	ホームページ
旭化成ゾールメディカル株式会社	ZOLL AED Plus ZOLL AED 3	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	https://www.ak-zoll.com/aed/
オムロンヘルスケア株式会社	レスキューハート HDF-3500	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	https://www.aed.omron.co.jp/
株式会社CU	IPADシーユーSPR シーユーSP1 アイパッドNF1200	AEDコールセンター 0120-910-256	https://www.japan-cu.com/
株式会社フィリップス・ジャパン	ハートスタート	AEDコールセンター 0120-802-337	https://www.philips.co.jp/healthcare/consumer/aed/
フクダ電子株式会社	ベネハート	AEDコールセンター 0120-86-1817	https://www.fukuda.co.jp/aed/
日本光電工業株式会社	AED-3100シリーズ AED-3200シリーズ AED-2150シリーズ	AED保守受付センタ 0120-233-821	https://www.aed-life.com/
日本ストライカー株式会社 (旧フィジオコントロール ジャパン株式会社)	ライフパック (LIFEPAK) サマリタン (Samaritan)	ライフパックお客様センター 0120-715-545	https://stryker-aed.com/
日本ライフライン 株式会社	カーディアックレスキュー RQ-5000/RQ6000	AEDコールセンター 0120-001-332	https://www.aed-rescue.com/

※ 旧製品や掲載のない製品につきましては、各製造・販売会社にお問い合わせください。

AEDの設置情報登録のお願い

いざという時の救命活動の効果を高めるために、AEDの設置情報の登録をお願いいたします。
厚生労働省は、一般財団法人日本救急医療財団を通じて、全国AED設置情報を分かりやすく公開し、AEDの積極的な活用を推進しています。

※ 登録方法は、お手持ちのAEDの販売業者または日本救急医療財団へお問い合わせください。

- 日本救急医療財団 全国AEDマップ (一般財団法人日本救急医療財団)
<https://www.qqzaidanmap.jp/>



AED設置場所掲載イメージ

AEDの点検、ここがポイント！



① 継続的な点検

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。うっかり忘れないように点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。



② 製造・販売会社からの消耗品交換に関するお知らせを確認

電極パッドやバッテリーなどの消耗品の有効期限が近づいたら、製造・販売会社からハガキやメールで交換のお知らせが来ることがあります。日頃からハガキやメールのお知らせに注意してください。交換用の電極パッドやバッテリーが届いたら、速やかに交換しましょう。



③ 耐用期間の確認

AED本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。耐用期間はAEDの添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず確認しておきましょう。



④ 廃棄や譲渡する時は必ず連絡

AEDは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。そのため、設置しているAEDを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず製造・販売会社に連絡してください。

！ サポートサービスもご活用ください

日常の点検が難しい、忘れがちといった場合は、製造・販売会社が提供しているサポートサービスの活用を検討しましょう。また、製造・販売会社などと契約し、AEDの管理を委託することも可能です。提供されているサポートサービスは各社で異なりますので、詳細は、お持ちのAEDの製造・販売会社にお問い合わせください。

※ サポートサービスの例

- AEDに自己診断（セルフテスト）機能があり、自己診断の結果を製造・販売会社に自動で送信。製造・販売会社は、受信した情報を基に、メールなどで維持管理に必要な情報を購入者、または設置者に提供します。
- 購入者や設置者が、ウェブサイト上の専用ページに消耗品の有効期限などを登録すると、メールなどで消耗品の交換時期のお知らせや関連情報が届きます。

AEDの管理についての詳細は、厚労省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/aed/



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 医薬局医薬安全対策課（代表電話：03-5253-1111）